

各報道機関 様

KJ00542439
2025年10月3日

発信課	税務部税制課
担当者	佐藤・星野・安藤
連絡先	電 話 直通 25-5604 内線3311
	F A X 27-2146
	E-mail zeisei@asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [○] その他 []
日 程	令和7年10月23日 14時00分 ~ 令和7年11月13日 16時00分
発表項目 (行事名)	旭川市宿泊税の特別徴収事務説明会の開催について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	旭川市宿泊税条例の施行期日を定める規則を9月30日付けで公布し、施行期日を令和8年4月1日とすることとしました。 条例の施行に伴い、令和8年4月1日から課税を開始する宿泊税について、宿泊者から徴収する旭川市内の宿泊施設を対象とした徴収事務の説明会を全4回開催する予定です。 説明会への参加にあたっては、事前に申し込みが必要となります。 第1回 日時 : 10月23日(木) 14時から16時まで 場所 : 旭川市総合庁舎7階 大会議室A 第2回 日時 : 10月27日(月) 18時から20時まで 場所 : 旭川市総合庁舎7階 大会議室A 第3回 日時 : 11月5日(水) 14時から16時まで 場所 : 上川総合振興局会議室 第4回 日時 : 11月13日(木) 14時から16時まで 場所 : 神楽市民交流センター2階講堂
添付資料	有 ☐ 無 ☒
報道(取材)に当たってのお願い	説明会当日に取材を希望される場合は、事前に担当まで御連絡ください。
備 考	